

# 社会福祉法人福医会 法令遵守規程

## 第1条（目的）

本規程は、社会福祉法人福医会（以下「当法人」という。）の事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として定める。

## 第2条（基本方針）

当法人の事業を適正に行うために、以下を当法人の基本方針とする。

- ① 法令を遵守し、法令違反行為を行わない。
- ② 法令遵守のために必要な組織体制を整備する。
- ③ 法令遵守責任者は、各事業所の管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

## 第3条（法令遵守責任者）

法令遵守責任者は、理事長が選任し、辞令を交付するものとする。

## 第4条（法人組織体制の整備）

当法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別途作成する組織図に定めるものとする。

## 第5条（法令遵守責任者の業務）

- 1 法令遵守責任者は、当法人の事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行されるよう、理事会と連携し、以下の業務を行うものとする。
  - ① 組織体制に関する提案
  - ② 法令遵守に関する規程の制定及び改定
- 2 法令遵守責任者は、必要に応じて当法人内の会議に出席し、業務遂行の状態を法令遵守の観点から確認するものとする。

## 第6条（問題解決のための仕組み）

当法人内に問題が生じた場合に問題を解決するための苦情処理体制及び通報処理体制は、別途作成する規程に定めるものとする。

## 第7条（役員及び職員の責務）

- 1 当法人の役員及び職員（雇用形態を問わない。以下同じ。）は、第2条に定める基本方針に基づき、業務を遂行するものとする。

- 2 当法人の役員及び職員は、当法人の業務において法令違反行為及び内部規程違反行為が生じ、又は生じるおそれがあることを認知した場合は、上司、各事業所の管理者又は法令遵守責任者に報告しなければならない。

#### 第8条（誓約書の提出等）

- 1 当法人の評議員及び役員は、就任承諾時に別途作成する誓約書を提出するものとする。
- 2 法令遵守責任者は、当法人と金銭を伴う取引を行う者（利用者、患者その他これらに類する者及び法令遵守責任者が誓約書を提出させないこととした者は除く。）に対し、別途作成する誓約書を提出させるものとする。
- 3 法令遵守責任者は、4月1日から翌年3月31日までの取引額の合計が300万円（税別）を超える取引及び1回の取引額が理事長専決事項の額を超える取引については、取引額の合計が300万円（税別）を超えた時又は理事長専決事項の額を超える取引が行われた時から3か月以内に、当該取引を担当する当法人の役員又は職員と面談し、取引実績等を聴取しなければならない。

#### 第9条（教育及び研修）

各事業所の管理者は、必要に応じて法令遵守に関する研修を実施するものとする。

#### 第10条（法人内処分）

当法人は、法令違反行為及び内部規程違反行為を行った職員に対し、就業規則に従って、処分を課すこととする。

#### 第11条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

#### 附則

本規程は平成30年7月1日より施行する。